

市川市通所型短期集中予防サービス事業に関する Q & A

1. 提供場所について

Q1 提供場所は、通所リハビリテーションを実施している場所ではなく、同一敷地内の他の建物の一室で提供してもよいのか。

A1 お見込みの通りです。

Q2 通所介護の時間で実施する場合、通所介護の利用者とすれ違ってもよいのか。

A2 通所介護を実施している別のスペースもしくは別の時間帯で実施してください。スペースがない場合はパーティションなどで仕切ってください。廊下やトイレなどですれ違うことはその限りではありません。

2. 実施時間・回数について

Q1 利用者の都合で当日キャンセルした場合は、後日振替が必要か。

A1 振替の必要はありません。

Q2 実施時間は1時間ぴったりに実施する必要があるのか。

A2 お見込みの通りです。

Q3 利用中断について、利用者の都合によりプログラムが一定期間中断したばあいは とあるが、一定期とはどれくらいの期間を想定しているのか。

A3 連続3回程度を想定していますが、中断理由にもよりますので事業者で判断していただければと思います。

3. 業務実施日について

Q1 利用日が祝日や年末年始の場合、実施は施設の営業日に準ずるのか。

A1 仕様書 P4 10(1)に事業実施日にありますように、12月28日から1月3日の年末年始は除くとして、祝日については施設の営業日に準じて実施してください。

4. 送迎について

Q1 通所 60 分の時間に送迎は含まれるのか

A1 含まれません。

Q2 利用者が通うエリアに決まりはあるのか。

A1 決まりはありません。送迎ありの場合、送迎範囲については、事業者で決めていただきます。

5. 訪問について

Q1 訪問の日程の調整は、担当セラピストと利用者で調整・決定してよいのか。

A1 お見込みの通りです。

Q2 3回の訪問のそれぞれの目的はなにか。

A2 1回目は事前アセスメント訪問とし、通所開始前に実施します。支障をきたしている生活行為やその原因、家屋や周辺環境とのアセスメントを実施し、事業の目標について利用者、家族と共有するため必須とします。2回目は事後アセスメント訪問とし、サービス終了前に実施します。課題として取り上げた生活行為の達

成状況や生活環境や道具の工夫、今後の生活について利用者、家族と確認をします(必要時)。

3回目はモニタリング訪問として、終了3か月後に実施します。終了後の生活状況、社会参加状況の確認、セルフマネジメントの定着、継続支援のための助言を行います(必要時)。

Q3 2回目の事後アセスメントは、いつ頃想定すればよいのか。中間評価を目的として実施することは適切か。

A3 上記の目的が達成できる時期に実施してください。

Q4 モニタリング訪問は、常にサービス終了してから3か月後を示しているか。

A4 お見込みの通りです。

6. 従事職員について

Q1 セラピストの担当は、全12回固定でなければいけないのか。

A1 個別の対応が主となりますので、利用者との信頼関係を築くためにも同一の従事者による実施が望ましいですが、実施状況や経過等が共有されている場合は、それを妨げるものではありません。

Q2 実施者は、PT・OTのみか、機能訓練指導員の要件に該当する資格者でもよいのか。資格者の指導の下、無資格者が指導を行うことは出来るのか。

A2 実施者は理学療法士または作業療法士としています。

Q3 アセスメントは直接関わった理学療法士が実施しなければいけないのか。

A3 お見込みの通りです。

Q4 受託責任者は理学療法士に限られるのか。既存サービスの管理者が兼任または会社の役職者が担当してもよいのか。

A4 受託責任者は、リハビリテーション専門職でなくて構いません。

Q5 従事者は法人で雇用関係がある人に限られるのか。

A5 お見込みの通りです。

Q6 通所介護事業所で勤務している職員が、当該サービスにおいて勤務することを想定した場合、既存の通所介護サービスにおける人員配置基準はどのような取り扱いになるか。

A6 他の介護保険サービスの運営基準を遵守し、他の介護保険サービスの提供に支障のない範囲で実施してください。

7. 対象者について

Q1 対象が要支援者の場合、他で通所系サービスを利用していることはないのか。

A1 ありません。サービスの利用要件として、他の通所サービスは不可としており、介護予防ケアマネジメント担当者に周知しています。

Q2 利用者の募集に関して、事業者が営業活動を行うことは出来るのか。

A2 できません。ケアマネジメント担当者がケアプラン上、事業の利用が必要と判断した場合に、利用の可否の相談が入ります。

Q3 3か月の実施期間終了後にコンスタントに紹介してもらえるのか。

A3 利用者及び介護予防ケアマネジメント担当者が提供事業所の一覧により、事業所を選定しますので、確約は出来ません。

Q4 現在デイサービスを利用している利用者が短期集中サービスの利用を希望し、ケアマネージャーと相談の上で短期集中サービスの利用が適切であると判断した場合は、既に介護保険サービスを利用されている方でも当該サービスに利用を変更することは可能か。

また、以前デイサービス等を利用していた経歴があり、現在は利用していない方が、短期集中サービスを利用希望した場合、利用は可能か。

A4 仕様書 P1 5(1)対象者の要件を満たす者であれば、利用可能です。ただし、サービス終了後も継続的にセルフマネジメントしながら、日々の生活や社会活動を営めることを目的としていますので、3か月間の短期集中予防サービス終了後に利用していたデイサービスに戻ることは想定していません。

8. プログラムについて

Q1 他市の事業で関わった時はマシンの利用が可能であったが、市川市では使用できないのか。

A1 個々の生活目標に対して、通所日以外の過ごし方、自宅で出来る運動等の助言をしていただきますので、マシンは使用しないこととしています。

Q2 運動向上プログラムの個別指導を行う際、マシンの使用は不可となっています。利用者の身体状態により機能改善のためにトレーニングチューブや重錘、ゴムボールを使用することが有効な場合があります。このようなケースの場合、トレーニングチューブや転倒リスクを軽減するための器具の使用は適切か。

A2 利用者により、機能改善のために機器の使用が有効なことは理解していますが、自宅で継続できる運動等の助言をしていただきますので、マシン等は使用しないこととしています。自宅にある物で工夫出来る場合は、その限りではありません。

Q3 サービス終了後のセルフマネジメントとあるがどの程度の関りをもって接すればよいのか。毎月ご様子を伺う必要があるのか。実際にお会いしてききとるのか、それともコロナの事もあるので電話でもよいのか。

A3 プログラム実施中に、終了後を見据えたセルフマネジメント定着、継続を目指して支援していただきます。終了後に確認が必要な場合は、終了3か月後にモニタリング訪問として実施していただきます。

Q4 個別支援プログラムとして3つあるが、全てのプログラムを全ての利用者へ実施する必要があるか。

A4 全て必要なプログラムと考えています。面談を中心にセルフマネジメントプログラムを実施し、個々の課題に応じた運動指導や生活動作の指導をお願いします。

Q5 当該事業は令和5年3月31日をもって終了となるが、2月または3月にサービス利用開始した方は3月末をもってサービス提供は終了となる認識でよいのか。

A5 翌年度に再度契約の上、継続してお願いします。なお、契約は新年度予算が確定していることが前提となります。

9. 記録について

Q1 アセスメントは個別サービス計画書及び評価表の項目についてアセスメントを実施し、記録を残せばよいのか。

A1 お見込みの通りです。

Q2 当該事業における記録の保管義務期間はいつまでか。

A2 本市の基準を参考に、作成の日から5年間のものは、①個別サービス計画書(様式3号) ②事業実

施報告書(様式4号) です。それ以外のもの(事故等に関する記録を含む)は、作成の日から2年間です。

10. 委託料について

Q1 委託料の単価は、利用者一人当たりのものか。

A1 お見込みの通りです。同一時間帯で3名受け入れた場合は、3名分となります。(例: 7,500 円×3 名)

11. 応募について

Q1 参加申込書の最終締め切りはあるのか。

A1 契約の都合上、10月1日より開始の場合は、8月10日までに提出をお願いしています。それ以降の契約については、今年度は令和5年1月開始までの応募としています。

開始日	締切
令和4年10月1日	令和4年8月10日
11月1日	9月9日
12月1日	10月7日
令和5年1月4日	11月10日

12. 提出書類について

Q1 業務完了月(令和5年3月31日)以降に「終了3か月後モニタリング訪問の対象者」がいる場合はどのような取り扱いになるのか。

A1 翌年度に再度契約の上、モニタリング訪問、実績報告をお願いします。なお、契約は新年度予算が確定していることが前提となります。

Q2 業務完了月である令和5年3月31日(金)にサービス利用した利用者についても、事業実施報告書、利用実績報告書、個別サービス計画書および評価表、業務完了報告書を当日中に作成し、提出する必要があるという認識でよいか。

A2 サービス提供時間帯により提出が困難な場合は資料作成を3月31日に行ったうえで速やかに提出をお願いします。

Q3 事業実施報告書、利用実績報告書、個別サービス計画書及び評価表、業務完了報告書についても提出はPDF等の電子データをメールなどで提出してもよいのか。

A3 業務完了報告書、完了届は法人代表者印を要することから、紙媒体での提出をお願いします。それ以外はメールでの提出が可能です。

13. 運営規定について

Q1 介護サービス事業所が同一施設で介護保険外サービスを実施する場合、運営規定を別途設ける必要があると思うが、当該事業においても運営規定が必要か。

A1 当該事業は、市の委託事業となり仕様書に基づき実施されるため、運営規定を別途設ける必要はありません。

14. その他

Q1 今回、市川市では理学療法士・作業療法士のみが対象となるサービスを C 型のサービスとして位置付けています。同様に松戸市でも理学療法士・作業療法士に限定した C 型サービスを位置付けています。一方で船橋市等の他市では理学療法士・作業療法士に限定せずに C 型サービスを位置付けています。市川市では今後、理学療法士・作業療法士だけではなく、介護保険法においては理学療法士等に含まれる有資格者を C 型サービスの従業者として位置付けることはご検討いただけるのか。既存通所サービスの人員配置基準との兼ね合いから理学療法士・作業療法士に限定されることで C 型サービスを行いたくても行えないことが想定されます。

A1 総合事業は、市町村の地域の実情に応じて柔軟な取組ができるよう、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にできるよう位置付けられています。市川市の短期集中予防サービスは、心身の活力が低下してきた方に対して、有期限で集中的に関わることで、再自立や役割の再獲得を目指します。予後予測の視点に基づき、課題解決に向けた実現可能な目標設定をし、目標に対する具体的な解決方法の提案や面談を通して個々の生活課題への支援、セルフマネジメントの定着支援を行います。より個別性の高い支援と考え、従事者を理学療法士または作業療法士としました。今後、当該事業の評価をしていく中で、他の有資格者による事業実施についても検討していきます。